

# 地域のにぎわいや活性化を 目的とするイベントを支援します！

## 補助事業の対象エリア

### 市内全域

※第3次福島市中心市街地活性化計画における中心市街地地区域（街なか）を除きます。

※区域図は公式ホームページをご覧ください。

## 事業実施主体(補助事業者)

### 商店街、団体、イベント開催実行委員会等

※中小企業者、個人事業者いずれか1人以上を含む4者以上で組織され、規約等により代表者及び会計責任者を置き、会計管理を適切に行っている任意団体を含む。

※主たる事務所・活動拠点が福島市内に所在すること。

## 補助対象経費

### 報償費、会場借用費、会場設営費、広告宣伝費、イベント費など

※詳しくは公式ホームページから要綱別表「補助対象経費」をご覧ください。

※各経費の補助対象上限額などを必ずご確認ください。

## 補助額

※年2回まで（同一イベントを除く。）

補助率 補助対象経費の 3/10 以内	補助最大 30 万円
---------------------------	---------------

## 商工会管内※の商店街で 実施する場合は…

補助率が  $\frac{1}{2}$  以内  
補助上限が 50万円

※飯坂町商工会・松川町商工会・飯野町商工会の管内

## 補助対象事業

1～5に掲げる事業のうち、ア～エに該当するものが補助対象になります。

- 1) 市が推奨する地元産品等の販売促進を伴う事業
- 2) 商店街との連携が図られている事業
- 3) 市外からの誘客を見込める事業
- 4) 様々な業種との連携が図られている事業
- 5) 地域が活性化するための演出が図られている事業

ア) 商店街等において開催され、市が推奨する地元産品等の販売促進、地域が活性化するための演出、地域の賑わいの創出が図られている事業

イ) 商店街等と連携し、商業振興の効果等が明確に示されている事業

ウ) 様々な業種の交流や連携が図られ、地域経済の活性化が図られている事業

エ) 音楽、文化及びスポーツ等の振興を目的とする事業のうち、上記(1)及び(2)の取り組みを図る事業。

### 【留意事項】

補助金交付申請書に添付する事業計画書に商店街等との連携について記入していただきます。

商店街等への回遊促進(スタンプなど)

商店街等によるイベント協力(ポスター掲示、特別営業など)

商店街等への誘客支援(商店街の実施するキャンペーンPR、広報媒体での紹介など) ほか

次の事業については、補助対象になりません。

a) 福島市以外で実施される事業及びその派遣に係る経費が中心となっている事業

b) 特定の個人、団体のみが参加する事業

c) 商品券等の発行、安売り等が中心となっている事業

d) スタンプラリー事業及び抽選会等が中心となっている事業(各商工会、福島市商店街連合会が実施するものを除く。)

e) 地元商店街等との連携が図られていない事業

f) 会計年度内で既に同一団体が同一内容で実施済みの事業

g) 作品等の展示、フォトフレーム・広告物等設置等が中心となっている事業



街なかでのイベント等への支援は「街なか賑わい創出イベント支援事業補助金」です。

最新情報を公式ホームページでご確認ください。

【お問合せ】 福島市役所 商工観光部 にぎわい商業課

福島市 イベント補助



福島市ホームページを検索



ホームページを表示